



平成 29 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ダ マ ツ  
 代表者の役職氏名 代表取締役 貞松 隆 弥  
 社 長  
 ( J A S D A Q ・ コード 2 7 3 6 )  
 取 締 役  
 問 い 合 わ せ 先 業 務 部 長 磯 野 紘 一  
 電 話 番 号 0 3 - 5 7 6 8 - 9 9 5 7

### 取締役の責任免除および監査役の責任免除の規定変更に関するお知らせ

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、平成29年11月29日開催予定の第54回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日 施 行 の 「 会 社 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 」 ( 平 成 2 6 年 法 律 第 9 0 号 ) に お い て 、 責 任 限 定 契 約 を 締 結 で き る 会 社 役 員 の 範 囲 が 変 更 さ れ た た め 、 現 行 定 款 第 2 9 条 ( 取 締 役 の 責 任 免 除 ) お よ び 第 3 9 条 ( 監 査 役 の 責 任 免 除 ) の 規 定 を 変 更 す る も の で あ り ま す 。 な お 、 現 行 定 款 第 2 9 条 の 変 更 に つ き ま し て は 、 監 査 役 全 員 の 同 意 を 得 て お り ま す 。 ( 変 更 案 第 2 9 条 、 第 3 9 条 )

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会において、取締役および監査役の責任免除の規定変更を目的とする議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 29 年 11 月 29 日をもって、その効力を生ずるものと致します。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第28条 (略)	第 1 条～第28条 (同左)
第29条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。	第29条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第30条～第38条 (略)</p> <p>第39条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第40条～第45条 (略)</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第30条～38条 (同左)</p> <p>第39条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第40条～第45条 (同左)</p>
--	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 平成 29 年 11 月 29 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 11 月 29 日 (予定)

以 上